

「雑居部屋特養」の新 設を許さない緊急集会へのメッセージ

2010年6月27日

NPO 法人高齢社会をよくする女性の会

理事長 樋口 恵子

日本国憲法前文には、国政の「福利は国民が享受する」とあります。憲法十一条には「基本的人権」がうたわれ、二十五条には「健康にして文化的な生活」の権利が定められています。そして介護保険法第一条には「尊厳を保持する介護」の文言が加わりました。

ああ、それなのに、特別養護老人ホームに雑居部屋へ逆戻りの動きがあるとは何ごとでしょう。

私たち高齢社会をよくする女性の会は四半世紀以上前の設立当初から「ついの住みかは個室が当然」と主張し、個室に固執しつづけてきました。それは憲法の前文、各条項の規定からみても、雑居部屋では基本的人権は満たされないし「健康で文化的な最低限度の生活」とは思えないからです。これは地方自治の問題である以前に、憲法に定められた日本国民の権利だと私たちは考えます。

基本的人権や健康で文化的最低限度の生活の中に、人間らしくプライバシーを保って眠ったり、排泄したりすることも当然含まれます。堂々といびきをかきいびき権、堂々としかしプライバシーを保って排泄する排泄権、人知れずおならを放つおなら権、みんな私たちが生きものである限り自然の営みであり、人間である限り尊厳を持ってこれらの行為を営めるよう保障されるべきものと考えます。

このような人間の尊厳を押しつぶすような雑居部屋は、あえて言えば日本国憲法違反ではないでしょうか。

人生の最後の季節を人間として最低限の尊厳と文化的生活が保障されるよう、雑居部屋に反対し 個室化をすすめる運動を皆様とごいっしょにすすめたいと存じます。